

第3給食センター整備運営事業に係る事業契約の締結について

平成30年3月29日に入札公告した「第3給食センター整備運営事業」については、停止条件付き事業契約（福岡市議会において本契約締結に係る議案について議決がなされた日から効力を生じる）を平成30年11月26日に締結し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定に基づき、平成30年12月19日に福岡市議会の議決を得て同日付けで本契約として効力が生じたので公表します。

平成30年12月21日

福岡市長 高 島 宗一郎

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の相手方 | 福岡市中央区天神四丁目2番20号
株式会社 福岡スクールランチパートナーズ
代表取締役 善田 高志 |
| 2 契約の目的 | 第3給食センター整備運営事業
第3給食センター及び学校配膳室の設計、建設、開業準備並びに維持管理及び運営に関する業務 |
| 3 契約価額 | 13,783,177,714円。ただし、提供給食数、物価又は金利の変動等により増減が生じることがある。 |
| 4 履行場所 | 福岡市西区今宿青木1040番164、1042番88、1042番90及び1042番91並びに学校給食の配送対象の中学校及び特別支援学校 |
| 5 履行期間 | 平成47年3月31日まで |